

別紙

諮問第1068号

答 申

1 審査会の結論

「平成〇年〇月〇日付けの懲戒処分に係る処分説明書」外4件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都内の公立中学校で平成〇年度に停職・減給処分された体罰に係る処分説明書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都教育委員会が、別表1に掲げる5件の文書を対象公文書（以下「本件対象公文書1～5」という。）として特定し、平成28年11月25日付けで行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

当該情報は、公務員の職務の遂行に係る情報であり、個人名以外は開示されるべきである。

イ 反論書における主張

体罰に係る処分説明書を黒塗りにして情報を隠し、都民の知る権利を侵害している。東京都教育委員会は、体罰を根絶できず、体罰による被害者が後を絶たない。

体罰後の問題で教育を受ける権利を侵害された。体罰がなければ権利侵害はなかった。東京都教育委員会は体罰教員の情報を黒塗り（隠す）にして争うのではなく、情報を都民に共有して、体罰を根絶して子どもたちが二度と体罰で苦しむことのないよう体罰後の問題（〇〇教育委員会は体罰後の信頼回復を怠ったのに修復に努めたと虚偽報告し、東京都教育委員会への報告も1年以上怠っていた。）で教育を受ける権利を侵害されないよう、子どもの権利を実現すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件対象公文書1～5は、平成〇年度に都内公立中学校に勤務する教職員に対して、任命権者である実施機関が、当該教職員が行った体罰を理由として、停職又は減給の懲戒処分を行った際に、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）49条1項に基づき交付した、別表1に掲げる処分の事由を記載した説明書である。

本件対象公文書1～5の記載のうち、懲戒処分の被発令者の氏名、所属、生年月日及び処分の理由（実施機関が処分公表基準に基づき公表する処分理由と同等の内容及び一般的な内容の記載を除く。）については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、条例7条2号に該当することから、開示しないこととした。

なお、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年11月20日付11政都情第366号。以下「施行通達」という。）により、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、同号ハ「職務の遂行に係る情報」には当たらないとされている。

以上のことから、実施機関では、これら以外の部分を開示することとして、本件対象公文書の一部を開示とする本件処分を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 3月28日	諮問（諮問第1068号）
平成30年 7月26日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 9月27日	新規概要説明（第192回第一部会）
平成30年10月29日	審議（第193回第一部会）
平成30年11月21日	審議（第194回第一部会）
平成31年 1月28日	審議（第196回第一部会）
平成31年 2月27日	審議（第197回第一部会）
平成31年 4月15日	審議（第198回第一部会）
令和 元年 5月29日	審議（第199回第一部会）
令和 元年 6月26日	審議（第200回第一部会）
令和 元年 7月17日	審議（第201回第一部会）
令和 元年 9月26日	審議（第202回第一部会）
令和 元年10月29日	審議（第203回第一部会）
令和 元年11月19日	審議（第204回第一部会）
令和 元年12月11日	審議（第205回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 教職員の服務事故に係る事務の流れについて

都内の公立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した際には、区市町村教育委員会は、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定）に従い、実施機関である東京都教育委員会へ報告を行うこととなっており、報告すべき事項の概要が判明した場合は、発生日時や状況等を記載した当該服務事故に関する報告書（以下「状況報告書」という。）を作成し、実施機関に報告を行う。

実施機関は、状況報告書受領後に、服務事故を起こした教職員（以下「事故者」という。）、校長等からの事情聴取を行い、認定した事実に基づき、事故者に対する懲戒処分又は措置等の量定に係る原案を作成し、教職員懲戒分限審査委員会（以下「委員会」という。）へ諮問する。その委員会答申を経て、実施機関は処分等の量定を決定し、当該処分等の理由を記載した説明書（以下「処分説明書」という。）を作成した上、事故者に通知を行う。

イ 処分の公表について

実施機関は、教職員の服務事故が増加している状況を踏まえ、主な非行事例について懲戒処分の基準を示すことにより、教職員のさらなる自覚を促し、服務事故の防止を徹底することを目的として、「学校に勤務する教職員の懲戒処分の公表等について」（平成12年12月26日付け、以下「公表基準」という。）に基づき、懲戒処分に係る事案を積極的に公表することとしている。公表基準では、公表する処分の内容及び方法が具体的に定められており、原則として、懲戒免職の場合には、氏名、学校名、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を、その他の場合には、校種、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を公表することとされている。

ウ 本件対象公文書について

本件対象公文書1～5は、いずれも都内の公立学校で発生した体罰事故について、平成〇年度に発令された懲戒処分に関する文書である。実施機関は、本件対象公文

書1～5に記載された情報のうち、別表2に掲げる本件非開示情報1及び2については条例7条2号に該当するとして非開示とし、その余を開示する旨の本件処分を行った。

なお、本件対象公文書1～5の記載情報のうち、事故者の職名、処分程度、発令年月日及び処分理由の一部は、公表基準に基づき、6ヶ月程度の期間、実施機関のホームページ上で公表されていた。

エ 審査会における審議事項について

実施機関は、平成30年7月4日付けの一部開示決定により、本件処分において非開示とされた部分の一部を開示する処分変更を行っていることから、審査会は、当該処分変更により既に開示された部分を除く、別表2に掲げる非開示情報の非開示妥当性について判断する。

オ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を含む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文の非開示情報から除外するものとしている。

カ 本件非開示情報1及び2の非開示妥当性について

（ア）条例7条2号該当性について

本件非開示情報1は、事故者に関する情報であり、特定の個人を識別すること

ができる情報であることから、条例7条2号本文前段に該当する。

本件非開示情報2は、懲戒処分に係る事故発生の経緯及び事実に関する具体的な内容が記載された部分であり、これには事故者及び事故関係者の氏名その他特定の個人を識別することができる記載が含まれていることから、それらの記載については条例7条2号本文前段に該当する。

また、懲戒処分を受けたという情報は、被処分者たる当該事故者の社会的評価を低下させる性質を有することから、当該情報は全体として、事故者の個人としての名誉や資質に関わる機微な情報に当たるといえる。よって、上記の個人識別情報を除くその余の部分についても、条例7条2号本文後段にいう「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

(イ) 条例7条2号ただし書該当性について

条例7条は、開示請求に係る公文書に各号所定の非開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないことを原則とし、各号の適用による非開示については、開示することの利益と開示することにより損なわれてはならない利益との調整を図りつつ、厳格に判断すべきことを要請している。かかる観点から、同条2号は、個人情報について、前者が後者を上回ることが定型的に認められる情報の類型を同号ただし書において掲げている。

条例7条2号ただし書イにいう「公にされている情報」とは、開示請求の時点において、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報をいい、「公にすることが予定されている情報」とは、開示請求時点では上記の状態にはないが、将来において何人も容易に入手できる状態におかれることが予定されている情報をいう。一方、開示請求に係る個人情報が、過去の一定時点においては公表されていたが現在は公表されていないといった場合については、上記の意味において「公にされている情報」とは必ずしも言えないことから、単に公表されていたという事実だけでなく、当該情報が公表された趣旨や、当該情報の内容及び性質、公表から開示請求までに経過した期間等を勘案して、総合的に判断することを要するものというべきである。

本件対象公文書1～5における記載情報の一部は、上記ウのとおり、公表基準

に基づき、約6ヵ月間に渡り実施機関のホームページにおいて公表されていたものであり、審査会が見分したところ、本件非開示情報1及び2のうち事故者の職名、処分程度、発令年月日及び処分理由の一部については、その際の公表情報に含まれていたことが確認された。また、それらの公表時期について実施機関に聴取したところ、いずれも現在は公表を終了しており、本件対象公文書1～5に係る懲戒処分のうち公表時期が最も新しいものについても、その公表終了から本件開示請求までに1年以上の期間が経過していることが確認された。

一般に、公表終了から時間が経過するにともなって、社会の関心や記憶は薄れていき、次第に公衆が当該情報を容易に入手しうる状態におかれているとはいえず、なくなるものである。一方で、前記(ア)で述べたとおり、懲戒処分を受けたという情報は、被処分者たる当該事故者の社会的評価を低下させる性質を有し、事故者の名誉や資質にかかわる機微な情報であることに鑑みれば、公表基準の趣旨を考慮しても、公表終了から相当の期間が経過することにより、被処分者の権利利益を守る必要性が増していくものというべきである。そうすると、本件非開示情報1及び2に過去の公表情報が含まれているとしても、その公表終了から開示請求までに1年以上を経過していることを踏まえれば、これらを開示することの利益より、開示することにより損なわれる当該個人の権利利益を保護する必要性の方が大きいものと認められ、当該情報はもはや「公にされている情報」には該当しないと解するのが相当である。

よって、本件非開示情報1及び2は、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められず、同号ただし書イに該当しない。

また、本件非開示情報1及び2は、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

なお、審査請求人は、本件非開示情報1及び2は同号ただし書ハに該当する旨主張しているが、これらはいずれも懲戒処分という身分取扱い上の処遇に関する情報であって、職務の遂行に係る情報には当たらないことから、同号ただし書ハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1及び2については、条例7条2号に該当するとして、当該部分を非開示とした決定は妥当である。

なお、審査請求人は、反論書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別表 1

対象公文書名	本件対象公文書
平成〇〇年〇月〇日付けの懲戒処分に係る処分説明書	1
平成〇〇年〇月〇日付けの懲戒処分に係る処分説明書	2
平成〇〇年〇月〇日付けの懲戒処分に係る処分説明書	3
平成〇〇年〇月〇日付けの懲戒処分に係る処分説明書	4
平成〇〇年〇月〇日付けの懲戒処分に係る処分説明書	5

別表 2

本件対象公文書	非開示情報	本件非開示情報
1 から 5 まで	事故者の氏名、所属及び生年月日	1
	処分に係る事故の内容及び処分に至った理由	2